



さいたま市

令和4年10月31日（月）
第82回九都県市首脳会議

マイナンバーカードの普及促進及び 活用の推進について

さいたま市提案

1 マイナンバーカードの普及促進について

● マイナンバーカードの普及促進に関する閣議決定

累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針



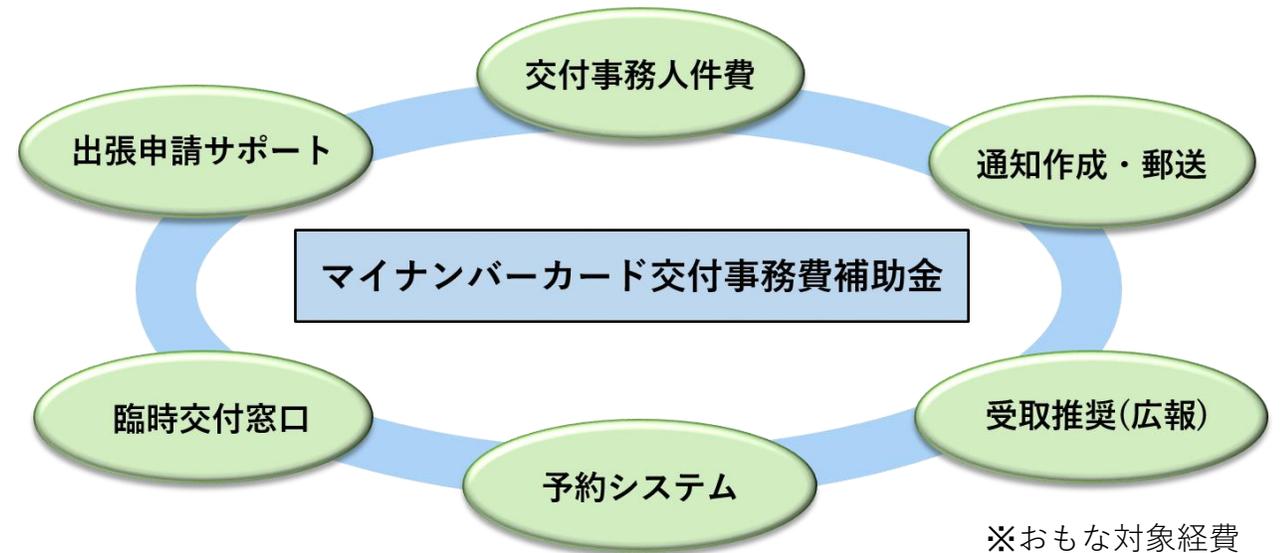
● 関係省庁による取組

この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携し、政府全体でさらなる普及促進の取組



● 各自治体による取組

国からの財政支援等により、各自治体においても様々な普及促進策や、交付体制等の事務処理体制強化策を実施



※おもな対象経費



特設交付センター設置



区役所等窓口の体制強化



周知・啓発 など

2 マイナンバーカードの発行・更新の見込み

● マイナンバーカードの発行・更新の見込み

- ・令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを取得することを想定
- ・令和3・4年度と令和13・14年度に、マイナンバーカードの発行・更新件数の特に大幅な増加

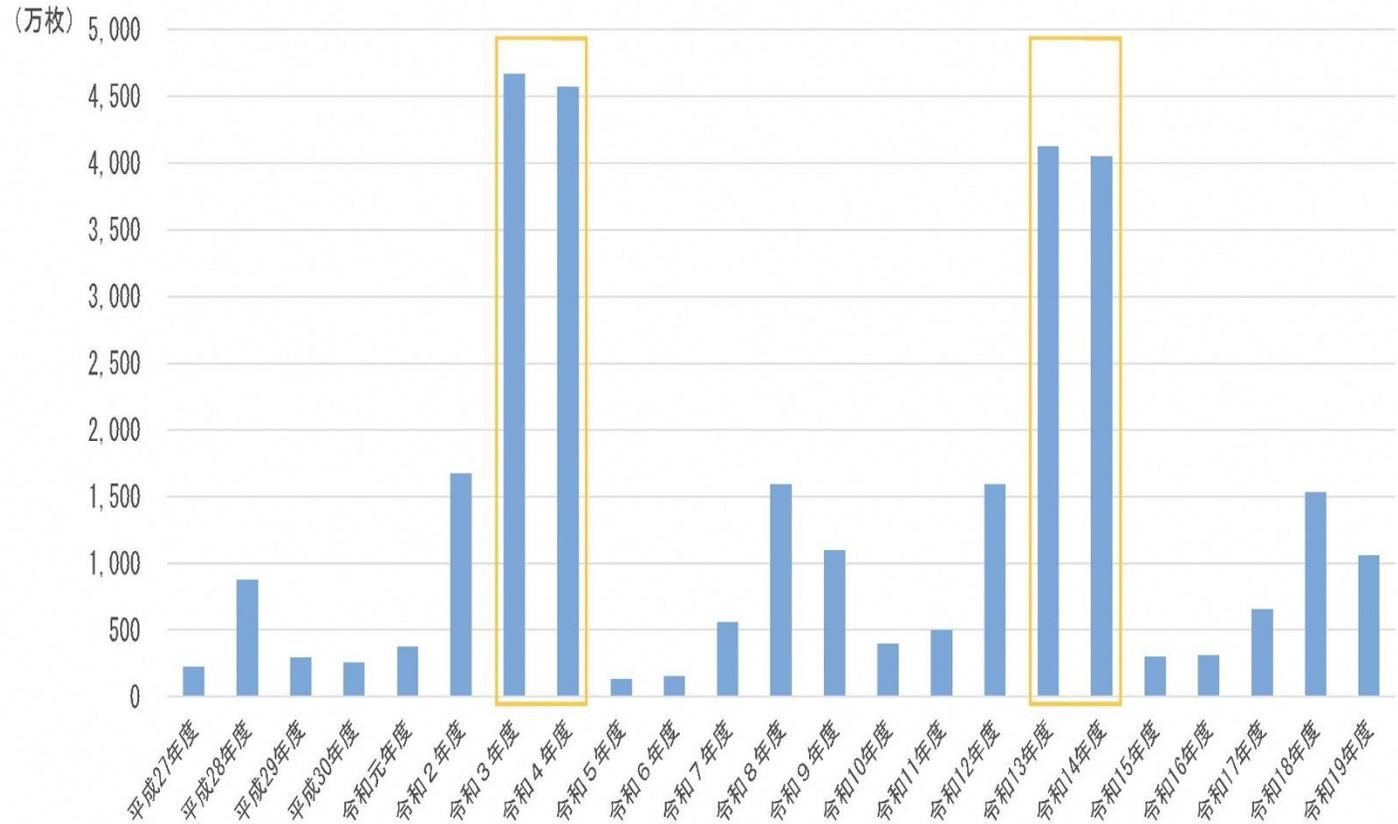


● 各自治体の交付・更新体制の維持

- ・令和5年度以降においても、マイナンバーカードの更新、電子証明書の更新等の**事務処理体制を維持する必要**あり

- ・**関連経費**も断続的に発生

マイナンバーカード交付枚数(更新含む)見込み



※令和5年度以降は出生数が年間90万人で一定であると仮定し新規発行数を試算

※総務省資料より

3 マイナンバーカードはデジタルの基盤

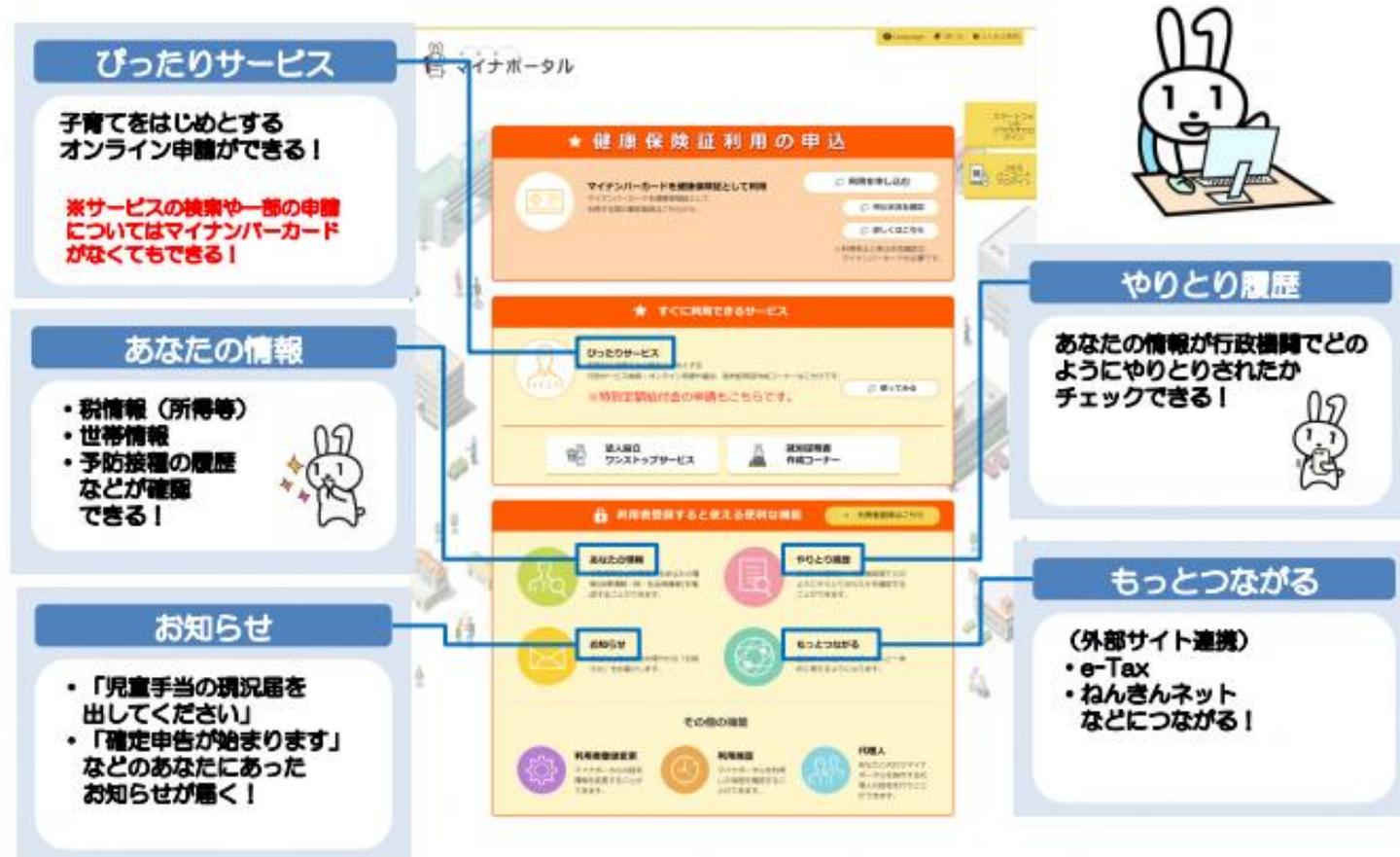
マイナンバーカードの活用

継続的なマイナンバーカード普及促進や、カード取得後の継続利用（更新）に向けて、カードを活用する場面を拡充していくことが必要。

マイナポータルのさらなる活用

運転免許証等との一体化やスマートフォンへの一部機能の搭載に向けて検討が進められる中、マイナンバーカードの利便性が実感できるよう、マイナポータルのさらなる活用を実現し、全国统一で利用できる魅力あるサービスを大幅に拡充することが必要。

マイナンバーカードの継続利用
＜社会基盤＞



4 マイナンバーカード取得による利便性向上

引越しワンストップサービス（令和4年度中に運用開始予定）

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルから**オンラインで転出届・転入予約**を行い、転入先自治体が、あらかじめ通知された**事前情報**により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

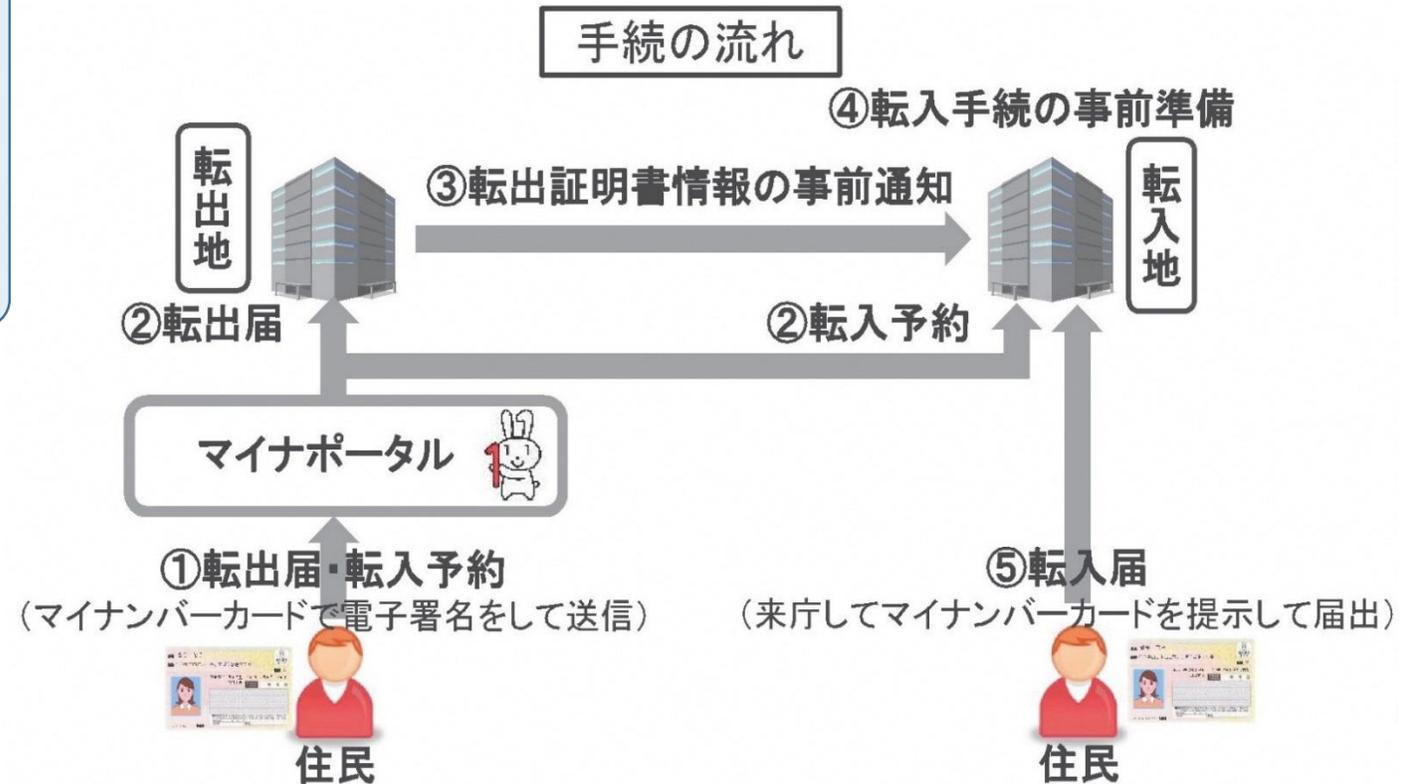
転入者の多い首都圏の自治体にとっては

- ・**市民の利便性向上**
- ・**行政の業務効率化** という点で重要な取組

●課題

転入手続きの**実質的な簡素化**にはなっていない（可能な事前準備は限定的）

➔ システム連携等による**手続きの簡素化**をより図ることが重要



5 要望事項

1. マイナンバーカードの交付や更新等に係る事務経費については、令和5年度以降も必要な財政支援を講じること。
2. マイナンバーカードの普及促進及び取得後の継続利用（更新）に関連して、全国統一的に活用できるサービスの拡充を図るとともに、それに伴うシステム導入及び改修に要する費用について十分な財政的措置を講じること。
3. 「引越しワンストップサービス」については、住民の利便性向上と業務効率化に資するものとなるよう、「自治体情報システムの標準化」後における各業務システムとの連携等を含め、同サービスに係る今後の具体的な方針を早期に示すこと。